

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

少子化が日本全体で進行し、竜王町においてもこどもの数のさらなる減少が見込まれる中で、児童虐待や不登校、こどもの貧困といった課題も社会問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行(以下「コロナ禍」という。)は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域のつながりの希薄化、子育て家庭の孤立や居場所の減少により、こども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

このような状況をふまえ、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されました。

竜王町では、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の考え方を内包する「竜王町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年には第2期計画として改定し、教育・保育サービスや子育て支援サービスの提供による、すべてのこどもの健やかな成長や子育て家庭を支援するためのきめ細かな支援に取り組んできました。

令和5年4月に施行されたこども基本法(令和4年法律第77号)により、市町村における「こども計画」の策定が努力義務化されるとともに、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが示されています。

竜王町では、「こども大綱」をふまえつつ、こどもに関する施策及び各分野の関連施策を一体的に実施するため、「竜王町こども計画(以下、「本計画」という。)」を策定することとします。

2. こども基本法・こども大綱の概要

(1)こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①すべてのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②すべてのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されることのような福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会がひとしく与えられること
- ③すべてのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④すべてのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(2)こども大綱の概要

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

(1)ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療に関する研究や相談支援、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策のさらなる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪からこども・若者を守る取組(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策)

(2) ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体もこころも大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学や専門学校への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

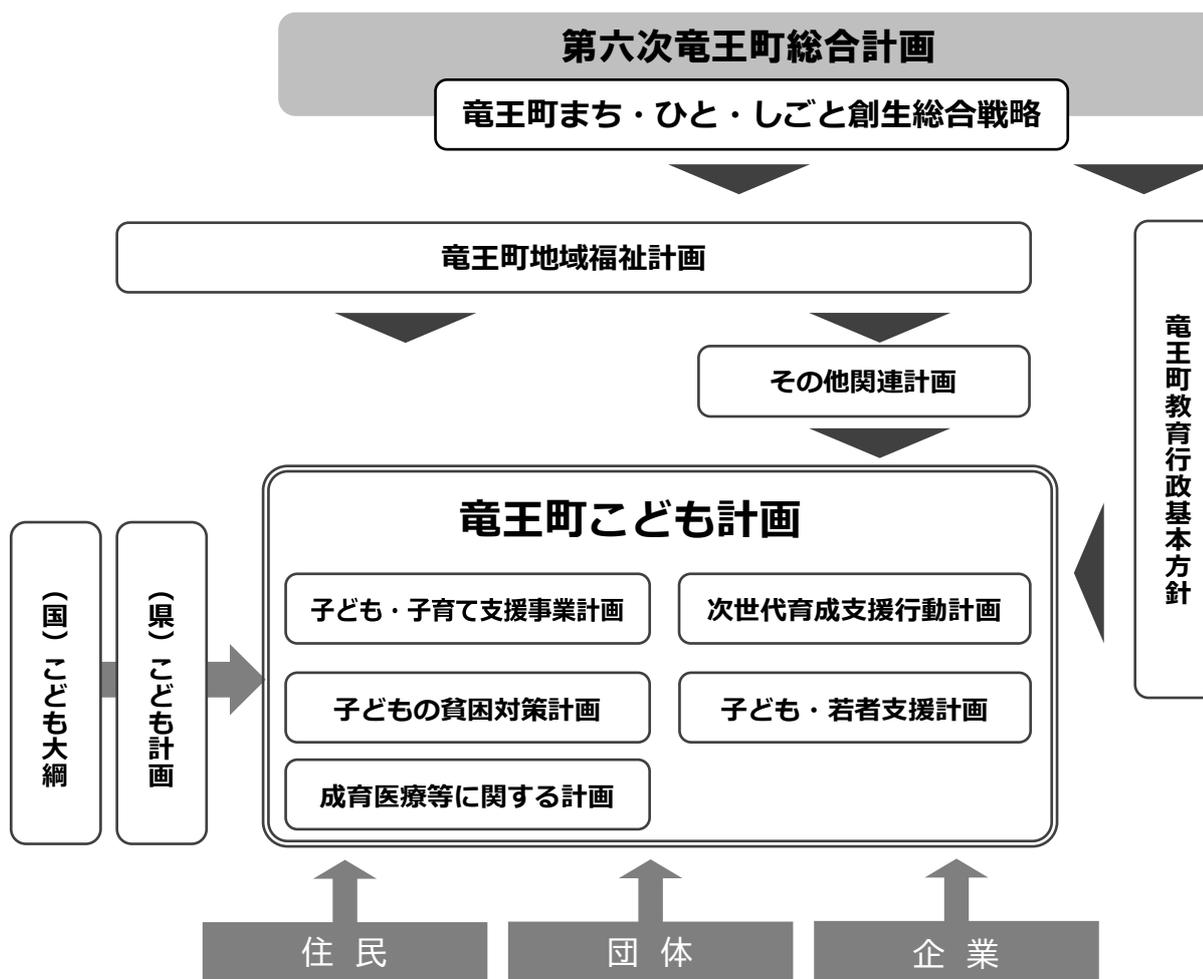
- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制

3. 計画の構成・位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画として、国のこども大綱、滋賀県の淡海子ども・若者プランをふまえつつ、竜王町総合計画をはじめ、福祉や教育の関連計画との整合性を図り、こども施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。なお、この計画は、以下の計画を一体的に策定するものとします。

- ① 子ども・子育て支援事業計画 ≪子ども・子育て支援法≫
- ② 次世代育成支援行動計画 ≪次世代育成支援対策推進法≫
- ③ 子ども・若者支援計画 ≪子ども・若者支援推進法≫
- ④ 子どもの貧困対策計画 ≪子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律≫
- ⑤ 成育医療等に関する計画 ≪成育医療等基本方針に基づく計画策定指針≫

■上位・関連計画との関係



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■計画の期間

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
	 竜王町こども計画					
					見直し	 次期計画

5. 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体を広く対象とします。

また、「こども基本法」において「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても若者の対象年齢については概ね30歳程度としますが、上記の考え方をふまえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している[※]。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

6. 策定体制

本計画の策定にあたり、子育て支援に関する課題を抽出するとともに、今後の教育・保育事業の目標事業量の検討に反映するための就学前保護者、小学生保護者、中高生保護者を対象とした子育て支援ニーズアンケート調査を令和5年度に実施しました。

また、こどもの意見を計画に反映するため、小中学生を対象としたアンケート調査、小中学生によるワークショップ「竜王町こどもまんなか会議」を実施しました。

さらに、学識経験者や教育・保育の関係者、事業者、関連団体で構成する「竜王町子ども未来会議」において検討を重ね、意見をいただきながら策定しました。